

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

極秘
まで

対韓無償供与金額の現価について

37.10.9

北東アジア課

対韓無償供与金額が 2.5 億ドルまたは 3 億ドルと決つた場合、この金額から日本の対韓焦付債権 4,573 万ドルを差引いたものを、毎年 2,500 万ドルまたは 3,000 万ドルずつ支払うと仮定し、年 6 分の複利計算によりこれを現価を算出すれば次のとおりである。

(1) 無償供与 2.5 億ドルの場合（焦付債権を差引きば実際の支払額は 2 億 0427 万ドルとなる）

(ii) 年 2,500 万ドルずつ 8 年間、9 年目は 427 万ドル支払う場合 1 億 6,722 万ドル

(iii) 年 3,000 万ドルずつ 6 年間、7 年目は

2,427万ドル支払う場合 1億7,348万ドル

(2) 無償供与3億ドルの場合(無付債権を差引けば
は実際の支払額は2億5,427万ドルとなる)

(1) 年2,500万ドル^{12%}/10年間、11年目は

427万ドル支払う場合 1億9,741万ドル

(1) 年3,000万ドルずつ8年間、9年目は

1,427万ドル支払う場合 2億0642万ドル